

区社協 正会員のみなさまへ（正会員の手引き）

1. 登録事項の変更について

代表者や連絡先が変わった場合や、退会を希望される団体は、事務局までご連絡ください。

2. 会費について

毎年4月頃、次のとおり正会費を徴収させていただきます。

なお会費は年度の途中に入・退会する場合でも月割計算や返金はありません。

また、当年度の3月31日までに納入がない場合は、退会とさせていただきます。

3. 部会・分科会について

(1) 部会：主に理事や評議員などの役員を選出する際に開催します。

(2) 分科会：共通の課題などを話し合う場です。（開催時は別途通知）

該当する分科会は下記のとおりですが、★印の分科会についてのみ、

他種会員（第2・3・4・6・7種会員）もオブザーバー参加することができます。

また、合同で開催することもあります。

※コロナ禍等により書面での会議開催となることがあります。



種別	会 員	年会費	分 科 会			部 会
第5種	障害者団体等当事者団体	5,000円	障害福祉 関係分科会 (★)	児童福祉 関係分科会 (★)	高齢福祉 関係分科会 (★)	当事者団体部会 (当事者団体)
第1種	公私社会福祉事業施設 及び団体	10,000円				専門団体部会 (福祉・ 医療施設)
第7種	その他社会福祉に 関係ある団体	5,000円				※第7種会員は、活動種類によっては分科会に該当しない場合もあります。
第2種	民生委員児童委員	1,000円	民生委員児童委員分科会 (月1回：区民児協と同時開催)			地域福祉 団体部会
第3種	地区社会福祉協議会	5,000円	地区社会福祉協議会分科会 (2ヶ月に1回程度開催)			
第4種	地区連合会 (自治会町内会)	30円×町会加入 世帯数	自治連合会分科会 (月1回：区自治連と同時開催)			
第6種	ボランティア ・市民活動団体	5,000円	ボランティア・市民活動団体分科会 (第3木曜日13:30～開催)			
第8種	社会福祉関係行政機関	免 除				
第9種	学識経験者	免 除				学識経験者部会

4. 助成金制度「鶴見区ふれあい助成金」「つるみ善意銀行助成金」の会員優遇枠について

(1) 上限を1万円上乘せして申請することができます。

※ただし、申請時までには会費を納入していることが条件となります。

(2) 一部書類（名簿等）の添付が免除されます。

(3) 10万を越える助成額を申請する場合、審査会（ボランティアセンター運営委員会）でのプレゼンテーションが免除されます。

5. 区社協広報紙「鶴見区社協だより」への記事掲載について



(1) 概要

発行日：9月・2月

配布先：区内全戸配布予定

(2) 記事募集

掲載場所：4頁「お知らせ」欄（※タウンニュース版は除く）

掲載内容：区内で行われる福祉保健に関わるイベント・講座等のお知らせ

※営利事業・宗教・政治等に関わるものは掲載できません

※区社協会員が優先となります（希望が多い場合には調整しますのでご了承ください）

掲載申込：下記の内容をFAXまたはE-mailにて区社協までお知らせください。

①タイトル（25字程度） ②説明（50字程度） ③日時 ④場所

⑤内容 ⑥申込方法 ⑦連絡先（住所・団体名・TEL・FAX・担当者）⑧その他

申込×切：掲載月の2ヶ月前の15日前後（詳しくはお問い合わせください）

6. 区社協ホームページへのリンクについて (<http://www.yturumi-shakyo.jp/>)

区社協のホームページのリンク集への掲載を希望される団体は、「①件名：区社協HPリンク希望

②団体名（正式名称）③連絡担当者氏名」を、メールでご連絡ください。（info@yturumi-shakyo.jp）

7. 協働事業等について／共催・後援名義の使用申請について

(1) 協働事業について

鶴見区社協は、会員の皆さんとの協働により、講座などの事業を行っています。協働事業では、区社協が会場使用や職員派遣の協力をしたり、「鶴見区社協だより」などで広く周知することができます。

※協働で行う事業は、広く区民に開かれており、鶴見区の福祉の発展に役立つ事業です。

また、年間で開催できる数が限られています。詳しくはご相談ください。

(2) 共催・後援名義の使用申請について

各種イベントなどにおいて、「社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会」の共催・後援名義の使用の申請ができます。

	申請×切
共催	原則、行事・事業実施の2ヶ月前まで
後援	開催日の2週間前まで ※共催・後援の承認要件等は名義使用の承認に関する事務取扱要綱の定めによります

社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会

住所：〒230-0051 鶴見区鶴見中央4-37-37リオベルデ鶴声2階

TEL：504-5619 E-mail：info@yturumi-shakyo.jp

FAX：504-5616 <http://www.yturumi-shakyo.jp>

■区社協事務所	月～土	8:45～17:15	504-5619（代表TEL）
■あんしんセンター	月～金	9:00～17:00	504-8530（専用TEL）
■送迎サービス	月～金	9:00～17:00	502-2686（専用TEL）
■ボランティアセンター	月～土	9:00～17:00	504-5625（専用TEL）
■移動情報センター	月～金	9:00～17:00	504-5050（専用TEL）
■福祉保健活動拠点	毎日	9:00～21:00	（※日・祝のみ9:00～17:00）

★鶴見区社協は、「鶴見区福祉保健活動拠点」の運営を横浜市から受託しており、部屋や機材等の貸し出しを行っています。拠点の利用を希望される団体は、区社協への入会とは別に、団体登録が必要です。